

意見書

平成18年8月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう くらしげ ひでき
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「NTT 西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

このたびは、「NTT西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」につきまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことにつき、厚く御礼申し上げます。

下記に弊社共意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

頁	段落	意見
1	2 審査の基準	<p>【総務省の考え方】</p> <p>NTT法第2条第5項においては、NTT東西の活用業務の認可申請に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれなく、 (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない <p>と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、平成13年12月に公表した「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」(以下「ガイドライン」という。)に則して審査を行っている。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東西の活用業務認可はガイドラインに即して審査が行われていますが、現状の活用業務認可の基準については、個々の案件ごとに「おそれ」の有無を審査することに終始しており、認可基準としては不十分なものと考えます。活用業務の認可は、NTT東西の業務範囲を拡大するという、電気通信市場の競争環境に大きな影響を与えるものです。このため、中長期的な視点での競争環境及びユーザへの影響等について分析を行うことが不可欠ですが、現状の認可基準はこうした観点が不足しており、見直すべきと考えます。</p> <p>ガイドラインは、平成13年12月の公表時に「ガイドラインを施行後1年を目処に見直すこととし、その後も市場の状況等を注視しつつ適宜見直しを行う」とされていたところですが、ガイドラインの公表以来見直しは実施されておりません。従って、直ちにガイドライン及び認可基準について再検討を実施し、必要な見直しを行う</p>

		<p>ことが必要です。</p> <p>現在意見募集に付されている「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案においても、『本来業務である「地域通信業務を営むための経営資源を活用する」という活用業務認可制度本来の趣旨について、再検証が行われるべきである。』とされており、弊社共はこの考え方に賛同するところで、この点からも活用業務制度の趣旨及びガイドライン・認可基準等の活用業務に係る運用に関し、現状に即して再検証を行い、運用の見直しを図るべきと考えます。</p>
5	4 (2) ② (4) 営業面でのファイアーウォール	<p>【総務省の考え方】</p> <p>当該活用業務は、兵庫県の情報通信基盤の構築のために、兵庫県という特定のユーザを対象として区間限定的に行うものであるため、NTT西日本において講ずることとしている措置については、既往の措置事項を列挙してきたものであり、現時点においては、一定の営業面でのファイアーウォールの措置が講じられていると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>営業面でのファイアーウォールに関しては、「既往の措置事項」により措置が講じられているとされておりますが、そもそも「既往の措置事項」自体が不十分なものと考えます。</p> <p>「既往の措置事項」については、単にNTT西日本の社内においてマニュアルの整備、社員指導等を行っているものであり、営業面でのファイアーウォールが有効に担保されていることを示すものではありません。従って、NTT西日本の側において、マニュアルの整備、社員指導等が有効に機能し、営業面でのファイアーウォールが担保されていることを挙証することが必要と考えます。</p> <p>また、本質的な営業面でのファイアーウォール確保のためには、活用業務との一体的な営業体制、料金請求、顧客情報の利用等について禁止することが必要です。</p>

以上